奈良県育児休業取得促進事業補助金にかかる育児休業中の

経済的支援に関する取扱いについて

　○○○○株式会社△△事業所と○○○○株式会社△△事業所の職員は、奈良県育児休業取得促進事業補助金にかかる育児休業中の経済的支援に関し下記のとおり協定する。

記

１　対象者

　　○○○○株式会社△△事業所に勤務する職員で育児休業を取得し、奈良県育児休業取得促進事業の補助の対象となる者

２　経済的支援

　　育児休業開始から１８０日（育児休業給付金支給の支給単位による）に達した日の翌日から育児休業給付金が支給される期間中、育児休業給付金支給決定通知書に記載の賃金月額から算出する賃金日額に支給日数を乗じた額の１７％（１円未満切り捨て）を支払う。

３　有効期間

　　本協定の有効期間は、締結の日から１カ年間とする。ただし、期間満了の１カ月前までに、双方の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間その効力を有するものとし、以降も同様とする。

　　ただし、奈良県育児休業取得促進事業補助金制度が終了した場合は、本協定を廃止する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　○○○○株式会社△△事業所　　　所長　××　××　　印

　　○○○○株式会社△△事業所職員　代表　□□　□□　　印